

宮崎県男性育児休業取得奨励金事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日
福祉保健部こども政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、男性の育児休業取得を促進するため、予算で定めるところにより、県内の中小企業等に対し奨励金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等

資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする法人については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする法人については 1 億円）以下の法人又は常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を主たる事業とする法人及び個人については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする法人及び個人については 100 人）以下の法人及び個人をいう。

(2) 育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業をいう。

(3) 労働者

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者をいう。

(対象となる事業主)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 中小企業等のうち、県内に本社又は事業所を有すること。

(2) 雇用保険適用事業所であること。

(3) 「ひなたの出会い・子育て応援運動」登録企業であること。

(4) 「仕事と生活の両立応援宣言」登録企業又は「働きやすい職場『ひなたの極』」認証企業であること。

(5) 就業規則、労働協約等により育児休業制度を設けていること。

(6) 国又は地方公共団体により設立された法人、資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人、法令等に国又は地方公共団体の具体的な監督権が定められた法人その他の国又は地方公共団体が経営、労務等に大きく関与できる法人でないこと。

(7) 県税に未納がないこと。

(8) 地方税法（昭和 25 年法律第 266 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定によ

り、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(9) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(10) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

（対象となる労働者）

第4条 この事業の対象となる労働者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 雇用保険の被保険者として雇用されている男性の労働者であって、県内の事業所に勤務するもの。

(2) 令和6年4月1日以降に通算28日以上の子育休業を取得していること。

(3) 子育休業終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用されていること。

（対象となる取組等）

第5条 第1条の補助金の交付の対象となる取組の種類、支給要件及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 同一の法人又は個人の事業主（以下「事業主」という。）に対する支給は、対象となる労働者及び取組の種類の数にかかわらず、当該事業主の奨励金額の各年度の累計が100万円に達するまで複数回できるものとする。

（補助金の支給申請）

第6条 補助金の支給を受けようとする事業主は、第4条に該当する労働者が職場復帰をした日から6か月を経過した日又は職場復帰をした日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金等交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

3 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書（別記様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、奨励金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第10条 第6条第3項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県男性育児休業取得奨励金事業補助金から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県男性育児休業取得奨励金事業補助金から適用する。

別表（第5条関係）

補助金の種類	支給要件	補助金額
① 育児休業取得者手当奨励金	育児休業取得者に対して育児休業給付金への上乗せを目的とした手当を支給した場合	下記ア、イを比較して少ない方の額(1,000円未満切捨て) ア 育児休業の取得期間(ただし、出生後休業支援給付金の受給期間は除く)28日あたり5万円を乗じた額 イ 対象となる手当の実支出額
② 育児休業取得者企業奨励金	男性労働者が育児休業を取得した場合	25万円(定額) ※年度1回限り
③ 代替人員確保奨励金	育児休業取得者の育児休業期間中に、育児休業取得者の代替人員として、新たな労働者を雇用した場合 (育児休業者の育児休業期間中に15日以上勤務を要する)	育児休業取得者1人あたり20万円(定額)
④ 応援職員手当奨励金	育児休業取得者が所属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した場合	下記ア、イを比較して少ない方の額(1,000円未満切捨て) ア 育児休業取得者1人あたり20万円 イ 対象となる手当の実支出額